

議案第 2 1 号

おいらせ町防災基本条例の制定について

おいらせ町防災基本条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 3 月 3 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

防災に関する施策の基本事項を定め、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進するため提案するものである。

おいらせ町防災基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 予防対策（第10条—第17条）

第3章 応急・復旧対策（第18条—第20条）

第4章 復興対策（第21条—第23条）

附則

前文

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの生命と財産を一瞬にして奪い、人々の暮らし、地域社会や都市機能に甚大な被害をもたらした。また、近年発生している大規模な自然災害は、私たちに、自然の持つ力の大きさ、恐ろしさをまざまざと知らしめている。

しかしながら、人は、自然災害の発生を完全に抑えることはできない。だからこそ、私たちは、いつ起こるか分からない災害に備えて、被害を最小限に食い止めるため、力を尽くさなければならない。

災害から町民の生命と暮らしを守るためには、町が安全なまちづくりを目指した施策を講じ、地域ぐるみの防災に関する施策を推進するとともに、町に関わる全ての者の責務と役割を明らかにし、相互に連携し、協力しあっていくことが必要不可欠となっている。

私たちは、自らのことは自らで守る「自助」、身近な地域で支え合う「共助」、行政が町民を支援する「公助」の理念を念頭に置き、町民、事業者、町、職員及び議会が、それぞれの責務や役割を十分に理解し、一体となって災害に立ち向かう決意を明確に示すとともに、災害の予防、減災、応急復旧及び復興に係る対策に関する体制を整備し、施策の基本事項を定め、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害の予防、減災、応急復旧及び復興に係る対策に関し、町民、事業者、町、職員及び議会の責務及び役割を明確にするとともに、それらの対策の基本となる事項を定めることにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守り、被害を最小限に軽減し、災害に強く安全で安心して暮らせるまちの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。
- (3) 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要するものをいう。
- (4) 自主防災組織 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。
- (5) 町民 町内に住所を有する者及び居住する者をいう。
- (6) 事業者 町内で事業活動を行っているものをいう。
- (7) 町民等 町民、事業者及び町内に勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (8) 防災関係機関 国、県、警察、消防といった公共機関及び消防団に代表される地域に組織された団体組織をいう。

(基本理念)

第3条 災害対策への取組は、次に掲げる理念を基本として、町民、事業者、町、職員及び議会それぞれが相互に連携を図りながら協力しなければならない。

- (1) 町民等が、自らのことは自ら守るという自助の理念

(2) 町民等が、地域において相互に助け合い、協力しながら支え合うという共助の理念

(3) 町、職員及び議会が、町民等を守るための施策を推進するという公助の理念

(地域防災計画への反映)

第4条 町防災会議（法第16条第1項の規定により設置した防災会議をいう。）は、町の地域防災計画を作成するに当たっては、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）を反映しなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、基本理念にのっとり、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、災害に対する次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

(1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。

(2) 家具の転倒および物品の落下の防止のための措置を講ずること。

(3) 出火の防止のための措置を講ずること。

(4) 初期対応に必要な用具の準備を行うこと。

(5) 飲料水、食料等自ら必要とする物資の備蓄又は確保を図ること。

(6) 地域の危険箇所の把握、避難の経路、方法及び場所を確認すること。

(7) 防災訓練、講習会等へ積極的に参加し、防災に関する情報の取得と災害に関する教訓及び先人からの伝承の後世への継承を図ること。

(8) 家族の連絡先および連絡方法を確認すること。

(9) 発災後の災害復旧の推進及び支援活動に協力し、復興に努めること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う災害発生を防ぐとともに、社会的責任を自覚し、災害に対する次に掲げる事項その他必要な事項について、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

い。

- (1) 初期消火、救難・救助、応急手当、避難誘導その他の初期活動を行うための準備をすること。
- (2) 事業所に来所する者及び従業員並びに事業所の周辺地域における町民等の安全を確保すること。
- (3) 町又は町民等による災害対策活動と連携及び協力すること。
- (4) 従業員の防災訓練、講習会等へ積極的、かつ、継続的に参加すること。
- (5) 事業継続に係る計画の策定、防災活動を推進すること及び危機管理体制を整備すること。
- (6) 所有し又は管理する建築物の耐震性を確認すること及びその結果に基づく耐震補強をすること。
- (7) 地震による機械設備等の転倒を防止するための措置を講じること。
- (8) 事業者として必要な飲料水及び食料並びに物資を備蓄すること。
- (9) 発災後の災害復旧を推進すること及び復興支援活動へ協力すること。

(町の責務)

第7条 町は、基本理念にのっとり、町民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、安全で安心なまちづくりを推進するため次に掲げる必要な施策を講じ、防災体制を整備しなければならない。

- (1) 町は、防災に関する調査研究を行い、必要な施策の策定や体制の整備をするとともに、これらを常に明らかにする責務を有する。
- (2) 町は、施策の策定や体制の整備に当たっては、町民・事業者の意見を反映するように努めなければならない。
- (3) 町は、町民・事業者・防災関係機関との連携に努め、必要なときは災害時の業務に関する協定を締結するよう努めなければならない。
- (4) 町は、町民・事業者・ボランティア等が自主的に行う防災活動に対し、積極的に支援や協力をしなければならない。

(5) 町は、地域の自主防災組織を育成するため、積極的に支援や協力を行い、その充実が図られるようにしなければならない。

(職員の責務)

第8条 町職員は、町民等の安全な生活を確保するため、防災に関する知識及び情報収集に努めるとともに、地域における安全、安心なまちづくり活動に積極的に参加しなければならない。

(議会の責務)

第9条 議会は、町域並びに町民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災及び減災に関する調査及び研究を行い、次に掲げる町の災害対策への助言及び提言を行わなければならない。

(1) 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた町の防災対策の執行の監視及び評価に努めなければならない。

(2) 議会は、被災状況の把握及び町民等に対する情報発信に努めなければならない。

(3) 議会は、町、国及び県への災害復旧の推進と復興支援活動の実施及び調整に努めなければならない。

第2章 予防対策

(情報の収集及び提供)

第10条 町は、災害時に備え、平常時からハザードマップ等の必要な情報を、町民等に提供するものとする。

2 町は、防災に関する災害情報を円滑に伝達するための基盤整備に努めるものとする。

3 町民等は、防災に関する情報を自らが積極的に収集するよう努めるものとする。

(自主防災活動の推進)

第11条 町は、町民及び事業者が、地域において自発的、かつ、組織的に行う防災に関する活動（以下「自主防災活動」という。）を積極的に推進するため、防災リーダーの養成を始めとした支援及び協力を行うよ

う努めるものとする。

2 町民及び事業者は、自主防災活動を推進するため、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

3 町は、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアコーディネーターの養成その他の支援を行うよう努めるものとする。

(要配慮者への配慮)

第12条 町民、事業者及び町は、災害時に備え、要配慮者に配慮した対策に努めるものとする。

2 町民及び町は、要配慮者の協力の下にその支援を行うために必要な情報の収集及び把握並びに当該支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

3 避難所である施設の管理者は、要配慮者に配慮した施設の整備に努めるものとする。

(防災に関する教育)

第13条 町は、防災訓練、講習会等を積極的に行い、防災に関する知識の普及並びに町民及び事業者の意識の高揚に努めるものとする。

2 町は、防災訓練、研修等により、町職員の防災に関する能力の向上に努めるものとする。

3 町は、町民の防災に関する理解を深め、活動を支える人材を育成するため、学校教育及び社会教育を通じ、知識及び行動を習得する教育の充実に努めるものとする。

4 事業者は、従業員に対し、防災訓練、講習会等に参加させることにより、防災に関する知識を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

(防災訓練)

第14条 町は、自主防災組織、防災関係機関等との連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 自主防災組織は、災害の発生に備え、防災訓練を実施するよう努めるものとする。

3 町は、前2項の防災訓練が円滑に実施できるよう、必要な措置を講じ、及び支援を行うよう努めるものとする。

(協定の締結)

第15条 町は、災害時に他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し、協力の要請を迅速、かつ、円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結するものとする。

(ボランティア活動の推進)

第16条 町は、ボランティアが町内で被災した町民等に対する支援活動を円滑に行うことができるように、活動拠点の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 町は、県、公共的団体等との連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めるものとする。

(業務継続計画)

第17条 町は、発災後における町民等の生活の安定を図るため、町における業務継続計画(災害時に優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期復旧を図るために必要な手段、体制等を事前に定めておく計画をいう。以下同じ。)を策定するとともに、必要に応じてその検証を行うものとする。

2 事業者は、その事業の継続が地域社会の復旧及び復興に寄与することを自覚し、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、必要に応じてその検証に努めるものとする。

第3章 応急・復旧対策

(応急復旧措置)

第18条 町民、事業者、ボランティア等は、災害時において、町民全体の生命を守るため、相互に連携し、補完し合うことにより、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら必要な処置を講じなければならない。

(1) 情報の収集及び伝達

- (2) 出火防止及び初期消火活動
- (3) 負傷者の救出、救護及び搬送
- (4) 要配慮者の支援
- (5) 避難者の避難誘導
- (6) 給食及び給水活動
- (7) 避難所の運営協力

2 町は、法第23条の2第1項に規定する災害対策本部として、おいらせ町災害対策本部を設置する。

3 おいらせ町災害対策本部に関し必要な事項は、別に定める。

4 町は、災害時において、町民等の生命又は社会生活の維持に必要な施設又は設備が被災したときは、各事業者に対し、速やかな復旧を要請するとともに、的確な情報提供を行うよう求めるものとする。

5 町は、災害時においては、ボランティア等による被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、活動拠点の提供等必要な支援を行わなければならない。

6 町は、災害時においては、要配慮者に配慮した措置を講じなければならない。

(避難対策)

第19条 町は、食料、毛布その他の被災した町民等の生活に必要な物資の確保及び飲料水の供給のために必要な対策を講じなければならない。

2 町は、避難所及び避難場所の確保並びに仮設住宅の建設等のための用地に関する情報の管理に努めなければならない。

3 町民は、防災関係機関等からの災害に関する情報に留意し、危険を認知したときは自主的に避難するとともに、町からの避難準備情報並びに避難の勧告及び指示に関する情報の提供があったときは、速やかにこれに応じるものとする。

4 町民は、前項の避難を迅速、かつ、円滑に行うため、平常時から避難所及び避難場所の所在並びに避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

する。

- 5 町民等は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

(緊急輸送の確保)

第20条 町は、災害が発生した場合においては、消火、被災者の救難及び救助その他の応急対策を的確、かつ、円滑に実施するための緊急輸送を確保するため、車両等の調達に関し対策を講ずるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行うよう努めるものとする。

- 2 町民等は、災害が発生した場合においては、車両の通行規制その他の交通規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても、路上の危険を防止するとともに、緊急通行車両の通行の妨げとならないよう、車両の使用の自粛に努めるものとする。

第4章 復興対策

(復興対策)

第21条 町民及び事業者は、災害により重大な被害を受けた場合において、相互に協力して速やかに生活及び事業の再建並びに町の復興に努めなければならない。

- 2 町は、震災により重大な被害を受けたときは、町民生活の再建及び被災地の復興に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施するため、おいらせ町震災復興本部を設置する。

- 3 おいらせ町震災復興本部に関し必要な事項は、別に定める。

- 4 町は、震災以外の災害により重大な被害を受けた場合において、必要があると認めるときは、第2項に準じる体制をとることができる。

- 5 町は、復興対策を行うに当たっては、町民、事業者、ボランティア等の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとし、町民、事業者、ボランティア等及び国等との連携体制を確保するものとする。

(他自治体災害時の支援)

第 2 2 条 町は、第 1 5 条の協定の有無にかかわらず、大規模な災害が発生した地方公共団体に対し、応急対策に関する必要な支援を行うものとする。

(委任)

第 2 3 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。